

稲美町外国語指導講師業務受託業者選定プロポーザル実施要領

稲美町教育委員会教育政策部 教育課

※本公募は令和8年3月定例会における令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続を行うものである。

このため、令和8年度予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うとするが、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため、十分に留意の上応募すること。

1 委託業務名

稲美町外国語指導講師業務

2 目的

稲美町では、国際化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、町立学校園での国際理解教育並びに英語教育を推進している。英語を母語とする又は同等の能力を有する優秀な外国語指導講師を確保し、幼稚園、小学校及び中学校の連携を図り、この教育がより一層充実することを目的とし、確かな実績と優れたノウハウを持つ事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

3 問い合わせ先

稲美町教育委員会教育政策部 教育課 教育係

所在地：〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

TEL：079-492-9149

(対応時間：土日祝祭日を除く午前8時30分～午後5時15分)

FAX：079-492-6962

E-mail：kyouiku@town.hyogo-inami.lg.jp

担当：水野

4 選定方法

公募型プロポーザル方式

5 業務の概要

(1) 業務内容

別紙『外国語指導講師業務委託仕様書』及び『外国語指導講師業務委託内容の概要』による。

(2) 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（業務の履行状況が良好と認められる場合は、5年間同額で単年度毎の契約とする）

（3）配置人数

令和8年4月1日から小学校5校に3名、中学校2校に1校1名体制で合計5名を配置する。幼稚園に関しては、月に1回程度、小学校の外国語指導講師が業務を行う。

（4）業務委託料

この業務に係る見積価格上限額は、年額27,500,000円（税込）とする。

この金額は業務規模の目安であって、契約時の予定価格ではない。

委託契約金額は、原則として契約予定期間である5年間は同額とする。ただし、人件費の高騰等、やむを得ない場合は協議の上、見直すことができるものとする。

6 事業者の参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という）は、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。なお、書類提出後において要件を満たさなくなった場合も、参加を認めないものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく稲美町の入札参加制限を受けていない者であること。
- （2）令和7年度稲美町入札参加資格者名簿（物品・製造の請負・サービス）登録者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21号の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定にも続く更生手続開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者であって、更生計画の認可が決定し、更生計画の認可の決定後、入札参加資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- （4）公告の日において、稲美町または兵庫県から指名停止の処分を受けていない者であること。
- （5）稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団ではないこと。

7 プロポーザルに係る日程

内 容	期 日 等
公告日	10月29日（水）

質疑書の提出期限	11 月 7 日(金)
質疑書に対する回答日	11 月 11 日(火)
参加申込書の提出期間	11 月 11 日(火)～21 日(金)
企画提案書の提出期限	11 月 21 日(金)
書類審査の結果通知	11 月 27 日(木)頃
書類審査合格者によるプレゼンテーション	12 月 4 日 (木)
選定結果通知	12 月中旬 (予定)

8 参加意思の確認

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり申込書を提出すること。

- (1) 提出物 稲美町外国語指導講師業務受託業者選定プロポーザル参加申込書
(様式1)：1部 社印及び代表者印押印のこと
参加資格確認書(様式2)：1部 社印及び代表者印押印のこと
- (2) 提出期間 令和7年11月11日(火)～令和7年11月21日(金)
(午前8時30分～午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参、FAXまたは郵送。(FAXの場合は、令和7年11月21日
(金)午後5時までに、原本を郵送または持参すること。)
- (4) 提出先 前記3に同じ

9 質疑応答

本業務の業務内容等に関する質疑については、次のとおり提出すること。受け付けた質疑に対する回答は提出された質疑事項全てを取りまとめ、回答日にホームページで公開する。(回答には事業者名等は表示しない。)ただし、質疑の内容によって本プロポーザルによる契約候補者選定に公平性を保てない場合は回答しないことがある。

- (1) 提出物 質疑書(様式3)
- (2) 提出期限 令和7年11月7日(金)(必着)
(FAX・電子メールのみ)
- (3) 提出先 前記3に同じ
- (4) 回答日 令和7年11月11日(火)

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出物

I 企画提案書

様式は任意とするが、A4版にて次の事項①～⑧を順番に記載すること。

- ① 会社の概要・業務内容・実績等について
- ② 公立学校における英語教育並びに業務委託に対する考え方について
- ③ 講師の採用・研修について
- ④ 研究・開発について
- ⑤ 管理体制について
- ⑥ 法令遵守について
- ⑦ 稲美町教育委員会へのサポート体制について
- ⑧ その他

II 価格提案書（令和8年度分（5名）のみを提案すること）

- ① 価格提案書（様式任意・税込）
- ② 価格提案内訳書（様式任意）

III 他市町との契約書の写し又は実績を証明できるもの

(2) 提出期限 令和7年11月21日(金)午後5時（必着）

(3) 提出方法 前記3の場所に持参、または郵送

(4) 企画提案書及び価格提案書作成における留意点

目次とインデックスを付け、一つのファイルにまとめたものを
原本1部、写し16部作成して提出すること。

1.1 企画提案書の審査及びプレゼンテーション

(1) 書類審査の実施

企画提案書を提出した参加者について、書類審査を行う。応募者多数の場合は、この段階で絞り込む場合がある。書類審査の結果については、11月27日(木)頃に電子メールにより通知する。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

(1)により書類審査に合格した参加者によるプレゼンテーションを実施する。また、選定委員による質疑応答を行う。実施日は令和7年12月4日(木)を予定しているが、詳細な日程は改めて通知する。プレゼンテーションの時間は、1者あたり40分以内（説明30分、質疑応答10分）とする。プレゼンテーションにおいて機材が必要な場合は、事前に連絡すること。また、提案者については、本プロポーザルに関する責任者を含む4名以内とする。

1 2 契約候補者の選定方法

- (1) 提出された企画提案書及び提案者からのプレゼンテーションの内容を審査委員が下記の項目について評価を実施し、合計点数の最も高い者を契約候補者として選定する。

- ①基本的な考え方
- ②業務実施能力
- ③業務の効率的かつ効果的な運用

なお、契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、または前記 6 に定める要件を満たさなくなった場合は、次点者を第 2 契約候補者に選定する。

※提案にあたっては、当該業務に従事予定の外国語指導講師の指導経験、専門性、得意とする指導形態等について具体的に示すこと。

また、外国語指導講師において発揮できる特性や工夫の事例等を明らかにし、配置される学校における教育効果の向上に資する内容とすること。

※提案事業者が 1 者の場合も評価を実施し、評価項目の合計点が満点の 1/2 未満の場合は採択しないものとする。

※最高得点の者が複数いる場合は、くじによる方法で契約候補者を決定する。

- (2) 選定結果はプレゼンテーション参加者すべてに郵送により通知するが、選定内容に関する問い合わせ、異議等は受付けない。

※ 結果通知の方法及び内容

契約候補者のみ名称及び点数を明記し、それ以外は名称を伏せて点数のみ表示する。

1 3 契約について

契約内容については、契約候補者として選定後、企画提案等の内容をもとに本町と詳細を協議するものとする。

なお、契約日は令和 8 年 4 月 1 日とし、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

1 4 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション参加に要した費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、価格提案書等の返却は行わないものとする。
- (3) 本提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は受付けないものとする。
- (4) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は認めないものとする。

また、持参以外の方法による提出の場合、書類の不達及び遅配を原因として参加者に不利益が生じても、本町はこの責を負わない。提案者において、配達記録郵便の利用など必要な対策を講じること。

- (5) 本プロポーザルの公告から契約候補者選定までの期間中、本町及び学校に対する本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (6) 前記6. に定める要件を満たさなくなった場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、その他公平な審査を妨害する行為があったと認められた場合には、当該プロポーザルに参加することができない。また、契約締結後であっても、当該行為が認められた場合は契約を解除することがある。
- (7) 参加表明後、本プロポーザルの参加を取り止める場合は、事由発生後速やかに文書で通知すること。
- (8) 緊急の場合等、やむを得ない事情によりプロポーザルを延期・中止することがある。